

【東京都立葛飾ろう学校幼稚部】
令和8年度入学者 入学相談等に関わる年間予定

期 日	内 容	参加対象者	申し込みについて
令和7年 9月18日(木)	幼稚部見学・説明会 10:10～12:00	本校及び外部機関の 2～5歳児とその保護者	申し込み書必要 (7月～9月 HP 掲載)
12月1日(月)	幼稚部入学相談 願書配布開始	本校で相談中の 2～5歳児の保護者	本校幼稚部入学希望者は 下記担当に事前に御相談 ください。
12月上旬頃	幼稚部入学相談 応募資格審査 申請書類提出受付 10:00～15:00	本校で相談中の 2～5歳児の保護者	★応募資格審査の対象者 は、下記の説明をお読み になって申請してください。
令和8年 1月上旬頃	幼稚部入学相談 願書受付 10:00～15:00	本校で相談中の 2～5歳児の保護者 願書提出者	本校幼稚部入学希望者は 下記担当に連絡をしてくだ さい。
令和8年 1月下旬頃	幼稚部入学相談 午前中 ＊開始日時は未定		
令和8年 2月中旬頃	入学許可予定者発表 10:00～	入学相談参加者	

* 時間等が未定のところにつきましては、決定次第ホームページ等でお知らせします。

* 応募資格審査につきましては、別紙の資料をご確認ください。



(問合せ先) 東京都立葛飾ろう学校

副校長 品川 尚子

乳幼児教育相談担当 関 悠

松澤 真喜子

電話 03(3606)0121 ファクシミリ 03(5697)0275

メール S1000229@section.metro.tokyo.jp

(別紙)

【応募資格審査について】

下記の応募資格に該当し、応募資格審査を受ける方は、書類を準備していただく必要があります。事前に本校乳幼児相談担当者まで御連絡ください。

●応募資格

都立聴覚障害特別支援学校の幼稚部に入学を志願することができる者は、次に掲げる(1)及び(2)に該当し、(3)又は(4)に該当する者で、かつ、幼稚園、保育所又は視覚障害特別支援学校若しくは聴覚障害特別支援学校の幼稚部に在籍していない者とする。

(1) 障害のある者

聴覚障害特別支援学校は、聴覚障害のある者

(2) 平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者

(3) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがいない場合は父又は母のいずれか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人という。以下同じ。)と同居している者で、令和6年12月1日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は令和6年12月1日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者。ただし、(イ)から(オ)までのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書の提出が必要である。

ア 福祉施設等に入所しているため保護者と別居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等(以下「おじ等」という。)と同居している者

ウ 父母のどちらか一方又は父と母が療養又は転勤で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

オ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

(4) 現に都外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに都内に転居し、それ以降も都内に保護者とともに住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者

●応募資格審査

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、定められた手続により、応募資格の審査を受け、承認を受けた後に出願できるものとする。

ア「応募資格」(3)のオ「その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」に該当する者

イ「応募資格」(4)「現に都外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに都内に転居し、それ以降も都内に保護者とともに住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者」に該当する者

ウ 特別な事情があり、幼稚部での教育を受けながら、地域の保育所等で一時預かりによる保育が必要と認められる者

*** 応募資格審査について不明な点がございましたら、お電話でご連絡ください。**